

県から市へ 取扱窓口が変わります

これまで県が実施していた次の事業については、国の「自らの住む地域は自らの責任で決定できる活気にあふれた地域社会を構築する」との方針により、4月からは市で行うこととなりました。

【未熟児養育医療給付】

出生時体重が2千グラム以下等で県が指定する医療機関の医師が入院による養育が必要と認められた場合、申請により医療費窓口負担額の全部または一部が給付されるもの。

■市の窓口

- 市庁舎本館国保医療課
TEL0897-52-1212
- 各総合支所市民福祉課

【未熟児訪問指導】

未熟児のお子さんを対象に保健師等がご家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導・不安や悩みについて相談に応じるもの。

■市の窓口

- 中央保健センター
(健康増進課)
TEL0897-52-1215
- 各保健センター

【育成医療の支給認定等】

身体の機能に障害がある児童、もしくは将来機能障害を招くおそれのある児童で、手術等により障害の治癒、軽減を図ることができるとき、申請によりその治療にかかる医療費の一部を公費で負担するもの。

■市の窓口

- 市庁舎別館社会福祉課
TEL0897-52-1214
- 各総合支所市民福祉課

国民健康保険(国保)の資格異動、退職者医療制度の届け出をしてください

【資格異動の届け出】

届け出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

加入している医療保険が変わった方は14日以内に市役所へ届け出をお願いします。

■国保資格ができるとき

- 国保の資格を有する方が西条市に転入したとき(転入時にお申し出ください)
- 退職などで、職場の健康保険をやめるとき(社会保険喪失証明が必要です)
- 健康保険の扶養家族でなく

なったとき(社会保険喪失証明が必要です)

■国保資格がなくなる時

- 市外へ転出したとき(西条市の国民健康保険証を西条市役所へ必ず返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください)
- 就職などで、職場の健康保険などへ入ったとき(加入している社会保険証原本が必要です)
- 死亡したとき
- 学校に通うため、市外に住所を移している学生が卒業したとき

■住所地特例を受けるとき、更新するとき

- 学校に通うため、市外に住所を移している学生(在学証明書が必要です)
- 市外の福祉施設に入所している方(在所または入所証明書が必要です)

【退職者医療制度の届け出】

国保退職者医療への届け出をしていただくと、国保医療費が軽減され、国保税負担の抑制につながります。

※保険証に㊦の印がある方は届け出の必要はありません。

■退職者医療制度の対象者

次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者です。

○65歳未満の国保加入者

○老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金などの厚生年金または退職共済年金などの各種共済組合の年金を受給している方で、それらの加入期間の合計が20年以上または40歳以後に10年以上ある方(国民年金の加入期間を除きます)

■届け出に必要なもの

- 年金証書、印鑑(スタンプ印不可)、国民健康保険証(被扶養者がいれば、その方の保険証も必要です)

【問合せ】

- 本庁舎本館市民生活課
市民係
TEL0897-52-1211
- 各総合支所市民福祉課
市民係
TEL0897-52-1211
- 各総合支所市民福祉課
市民係
TEL0897-52-1211
- 各総合支所市民福祉課
市民係
TEL0897-52-1211

難病等の皆さんへ 障害者福祉サービスを利用できます

このほど施行された障害者総合支援法により、障害者の範囲に加わった難病等の方々も、障害者福祉サービスを受けられることとなりました。

新たに対象となるのは、必要に応じて障害程度区分の認定などの手続きを経た方で、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービスを利用できます。

■サービスの内容

- ホームヘルプサービス
- 短期入所
- 日常生活用具費給付
- 補装具費給付 など

■自己負担額

市民税額を基準に決定

■申請に必要なもの

対象疾病に罹患していることが分かる証明書(診断書または特定疾病医療受給者証等)

■問合せ

- 市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214
FAX0897-52-1294
- 各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

